

# MAC通信

人と企業のトータルブレーン

令和 4 年 9 月 26 日 第 146 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン  
M A C 税 理 士 法 人  
M A C 社 労 士 事 務 所  
TEL 06-6359-8812  
FAX 06-6359-8799  
HP <http://mac-8812.co.jp>  
E-mail [jimuso@mac-8812.co.jp](mailto:jimusyo@mac-8812.co.jp)

最低賃金が上がります!!

令和4年10月1日から各都道府県の最低賃金の額が変更されます。  
近畿圏の最低賃金は下記の通りです。

| 都道府県名 | 最低賃金時間 |       |
|-------|--------|-------|
| 滋賀    | 927    | (896) |
| 京都    | 968    | (937) |
| 大阪    | 1023   | (992) |
| 兵庫    | 960    | (928) |
| 奈良    | 896    | (866) |
| 和歌山   | 889    | (831) |

※カッコ数字は令和3年度最低賃金

※ 時間給だけでなく日給並びに月給においても最低賃金を  
上回るかご確認願います。

- 賃金引き上げによる税制の優遇措置(所得控除、促進税制など)  
がありますのでお気軽にご相談ください。

労務課

辻子 健司